

## がん対策推進協議会委員からの意見集(案)

## 〈目標〉

- これまでの政府におけるがん対策に関する目標についても、基本計画に定める取組を総合的かつ計画的に推進することにより、達成していくべきである。
- 分野別施策の成果や達成度を計るための指標（個別目標）については今後、調査研究を行い、より良い指標を開発・採用していくべきである。

## 〈がん医療〉

- 手術について、我が国の水準は世界の中でもトップクラスであるが、今後とも提供体制等をより一層充実させていく必要があることは言うまでもない。このため、拠点病院の整備等により、更なる推進に努めるべきである。
- 放射線療法及び化学療法を専門的に行う医師等の必要数について、検討を行っていくべきである。
- がん医療の質の向上を図るためには、病理診断を専門的に行う医師も必要であることから、その育成を図るため、研修の実施に努めるべきである。
- 拠点病院を含めたがん診療を行っている医療機関において、専門性の高い看護師が積極的に配置されるよう、都道府県や拠点病院等に対する説明会等の際には、学会における認定看護師制度の積極的な周知に努めるべきである。
- がん医療の成果や達成度を計るための指標（個別目標）については今後、調査研究を行い、がんの種類別の治療件数など、合理性のある指標を採用してべきである。

- がん診療に携わるすべての医師が緩和ケアに関する知識や技能を身につけられるよう、卒後臨床研修医制度において、緩和ケアの実習を必修とするなど、卒前・卒後教育のより一層の充実に努めていくべきである。
- 緩和ケア及び在宅医療の成果や達成度を計るための指標（個別目標）については、必要なデータを収集し、より良い指標を検討していくべきである。
- 診療ガイドラインの成果や達成度を計るための指標（個別目標）については、診療ガイドラインに基づき作成されたクリティカルパスの整備を進めることにより、科学的根拠に基づく診療が行われている割合を採用すべきである。
- 小児がん患者については、医療サービスだけではなく、院内学級等の教育環境の整備や家族の宿泊施設等が必要であり、こうした点についても検討していくべきである。

#### 〈がん医療に関する相談支援や情報提供〉

- パンフレットや患者必携については、企画の段階からがん患者及びその家族の意見を聞くべきである。

#### 〈がんの予防〉

- たばこ対策は、がんの死亡率を20%減少させるために重要なものであり、喫煙率の低減を数値目標として掲げることが望ましい。また、欧米諸国と比べて、我が国の喫煙率が高いことを踏まえ、欧米諸国にも遜色のない対策（価格等を含む。）を講じていくべきである。
- たばこ対策については、地域における具体的取組を紹介することなどにより、国民が参加した形で進められるべきである。

#### 〈がんの早期発見〉

- 平成20年度以降、糖尿病等の生活習慣病に着目した健康診査

については医療保険者が行うこととなるが、がん検診についても、医療保険者に対してその実施を義務づけるべきである。

#### 〈がん研究〉

- 臨床試験を円滑に行うためには、その体制整備や被験者保護が必要であり、そのための法的整備を行うべきである。

#### 〈都道府県がん対策推進計画〉

- 各都道府県において、がん患者及びその家族を構成員とするがん対策推進協議会が設置されるようにするなど、都道府県計画にがん患者及びその家族の声が反映されるように促していくべきである。また、積極的に目標の達成状況を公開するように促していくべきである。

#### 〈がん患者を含めた国民の努力〉

- がん患者を含めた国民は、がん対策に積極的に参加していくべきである。なお、その参加を促すためには、行政機関をはじめ社会全体が、がんに関する知識をがん患者を含めた国民が自主的に学習する活動に対して支援していく必要がある。

#### 〈財政措置〉

- がん患者を含めた国民が、進行・再発といった様々ながんの病態に応じて、安心・納得できるがん医療を受けられるよう、診療報酬上の評価を適切に行っていくべきである。

#### 〈がん対策推進協議会の今後のあり方〉

- 基本計画の策定後速やかに、その進捗状況を把握・評価するための体制を、協議会の下に構築すべきである。

## 〈その他〉

- 基本計画に基づき、各施策に取り組んでいく際には、がん患者を含めた国民の視点に立った各種事業が実施されるように心がけるべきである。